

神奈川県立神奈川総合産業高等学校
(全日制)
いじめ防止基本方針

平成 28 年 4 月 1 日

神奈川県立神奈川総合産業高等学校いじめ防止基本方針
(全日制)

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校生徒はいじめを行ってはけません。また他の生徒等に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置してはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安全に安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。
- 全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していきます。
- 職員が生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう教育相談の考え方や態度を身につけ、日頃から生徒の心に寄り添うことを務めます。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動がどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていきます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 生徒対象いじめアンケート調査 年3回（5月、11月、2月）
 - ② 個別面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年3回（6月、夏季休業中、12月）
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラーの活用
 - ② いじめ相談窓口の設置
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ対策会議」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

（3）いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

（4）インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ対策会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策会議」を設置し、4回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

（1）「いじめ対策会議」の構成

管理職、生徒活動Gリーダー、健康相談Gリーダー、年次代表、教育相談コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー）、（スクールソーシャルワーカー）、その他学校長が任命する者

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

（２）活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ問題調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

（１）「いじめ問題調査委員会」の構成

管理職、生徒活動Gリーダー、健康相談Gリーダー、年次リーダー、教育相談コーディネーター、その他学校長が任命する者

※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

（２）活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

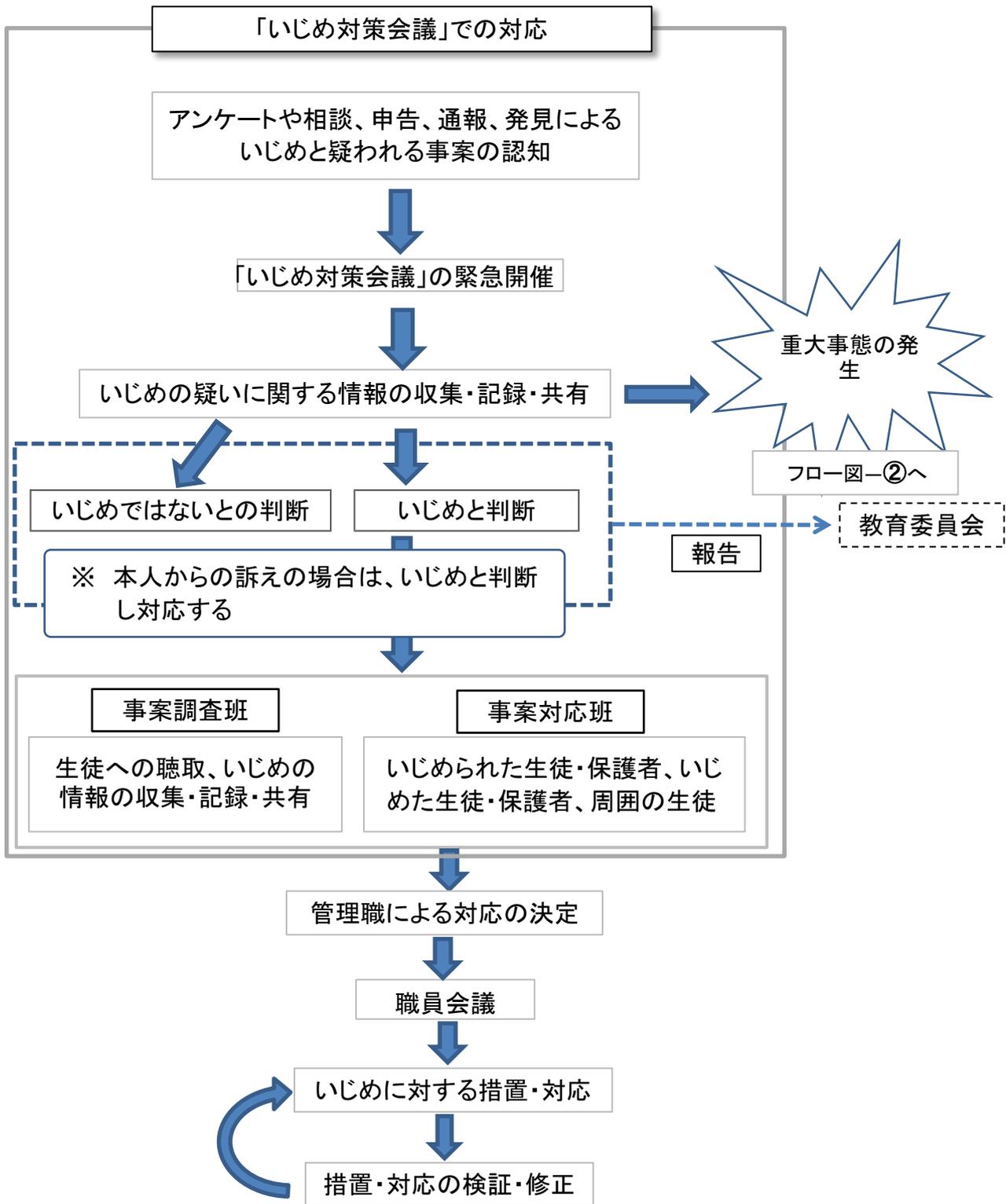
5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関する事
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関する事

○ いじめ事案への対応フロー図-① (例)

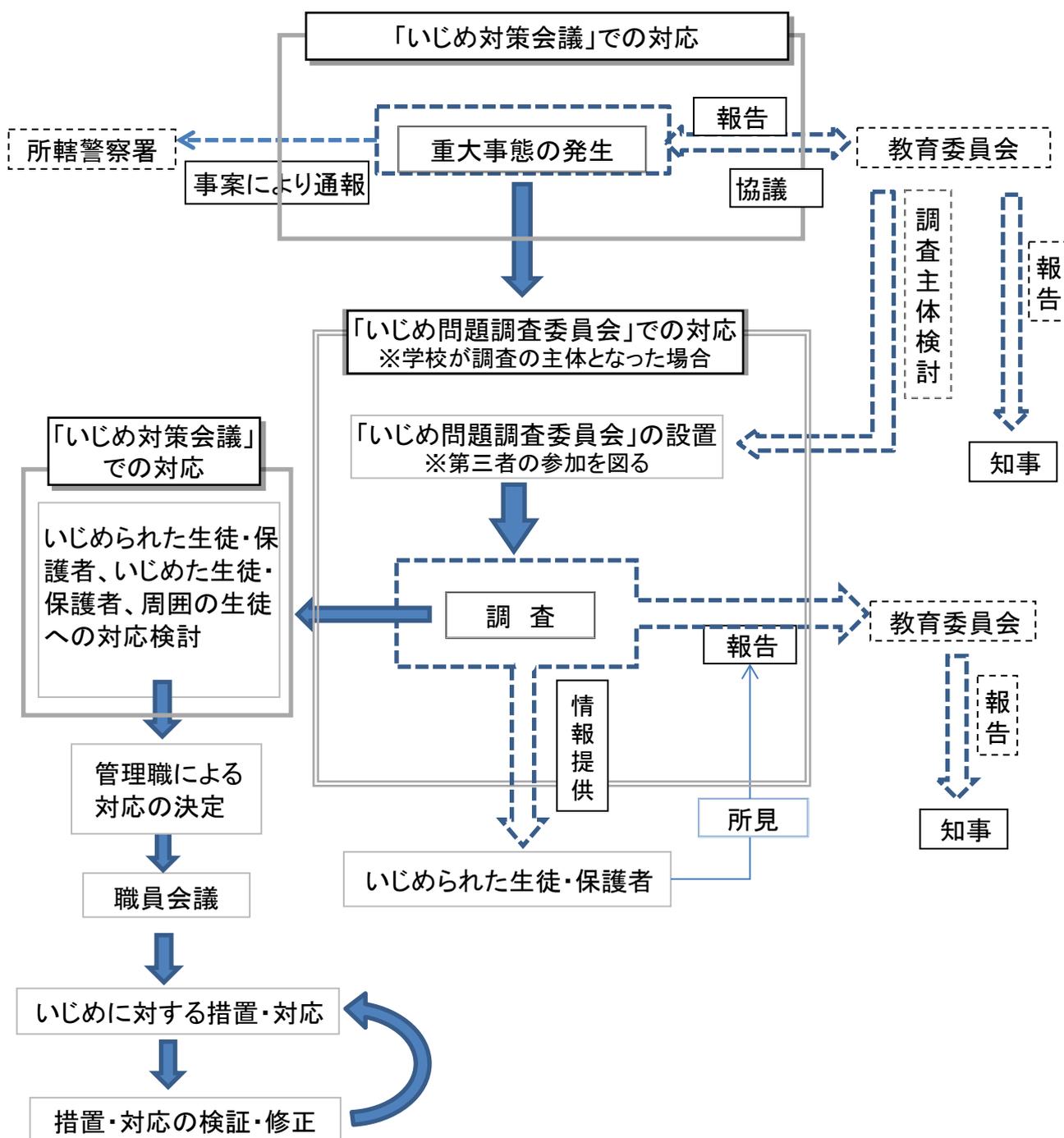
<記載版>



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、所轄警察署に相談・通報し連携する

○ いじめ事案への対応フロー図-② (例)

<記載版>



- ※ 重大事態の調査主体が県教育委員会の場合は、県教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う

平成28年度 神奈川県立神奈川総合産業高等学校 いじめ防止指導等年間計画

月	学校行事	未然防止の取組				早期発見の取組	早期対応の取組	PDCAサイクル	備考(担当グループ)
		行事	授業	学級活動(学年活動)	生徒会活動				
前期	始業式	いじめ防止に関する講話							生徒活動グループ
	入学式								
	新入生オリエンテーション	いじめ防止に関する講話							生徒活動グループ
	スクールカウンセラー講話					相談窓口の周知			
	生徒総会								
	第1回 いじめ対策会議(定例会)							今年度計画と基本方針、学校目標・教育目標への反映	いじめ対策会議
	携帯電話教室(1年次)				・スマホの使い方・マナー学習とともにネットいじめへの啓発				
				「家庭基礎」・青年期の自立と共生 「実習」・工学系授業の心構え 「総合産業実習(情報)」・インターネットの利用について					
	1年次新入生キャンプ 2年次社会見学 3年次遠足				校外学習に向けて(話し合い・当日の活動) ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成				
	体育祭				体育祭に向けて(話し合い・当日の活動) ・集団中での好ましい人間関係の育成	体育祭に向けて(企画・運営) ・生徒の自主性を育む ・自己有用感を育む			
			「政治・経済」日本国憲法 ・基本的人権における自由権・平等権の学習からいじめをしてはならない心の育成 「現代社会」・青年期の在り方						
	いじめ問題アンケートの実施①					いじめ問題アンケートの実施①	アンケート結果に基づく対応		いじめ対策会議
6	前期中間試験								
	面談週間・保護者面談				三者面談(いじめ問題アンケート実施について)	中学校での情報の収集 家庭での状況確認			
7	全校集会								
	大掃除								
	第2回 いじめ対策会議(定例会)							夏季休業前までのいじめの状況・報告内容の確認・対応の検証、見直し	いじめ対策会議
	個別面談					個別面談(いじめ問題について確認)	情報収集に基づく対応		
				「国語総合」・海の方の子					
8	個別面談					個別面談(いじめ問題について確認)	情報収集に基づく対応		
9	前期期末試験								
	前期修了式	いじめ防止に関する講話							生徒活動グループ
	文化祭				文化祭に向けて(話し合い・当日の活動) ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成 文化祭での発表・問題解決能力の育成	文化祭に向けて(企画・運営) ・生徒の自主性を育む ・自己有用感を育む			
10									「政治・経済」・人権保障
11	いじめ問題アンケートの実施②						いじめ問題アンケートの実施②	アンケート結果に基づく対応	いじめ対策会議
	個別面談						個別面談(いじめ問題について確認)	情報収集に基づく対応	
12	後期中間試験								
	全校集会								
	個別面談						個別面談(いじめ問題について確認)	情報収集に基づく対応	
	第3回 いじめ対策会議(定例会)							冬季休業前までのいじめの状況・報告内容の確認・対応の検証、見直し	いじめ対策会議
1									
2	いじめ問題アンケートの実施③						いじめ問題アンケートの実施③	アンケート結果に基づく対応	いじめ対策会議
後期	後期期末試験								
	入学説明会	・いじめ防止に向けた取組説明							
	卒業式								
	修了式	・いじめ防止に関する講話							生徒活動グループ
	研修旅行				研修旅行に向けて(話し合い・当日の活動) ・クラス中での役割分担 ・集団中での好ましい人間関係の育成				
	第4回 いじめ対策会議(定例会)							・後期及び今年度のいじめの状況・報告内容の確認・対応の検証、見直し ・新年度に向けた計画見直し	いじめ対策会議
年間を通じた取組		体験学習の充実	授業改善の取組み(わかる授業づくり)	クラスを中心とした集団づくり	生徒会を中心とした生徒主体の取組み	相談しやすい雰囲気づくり 保護者への啓発	事案認知時の速やかな対応		
時期未定	・地域貢献デー ・教員対象研修会	・地域との交流、自己有用感の育成、コミュニケーション能力の育成 ・ボランティア体験、職業体験等の設定 ・体験学習を取り入れた校外学習の設定 ・交流の実施(小・中学校・特別支援学校、福祉施設、地域住民等) ・学校いじめ基本方針のHPへの掲載	・それぞれの授業における取組み(道徳教育との関わり、キャリア教育、シチズンシップ教育、わかる授業、いのちの授業の展開等) ・研究授業の設定 ・授業研究の設定			・いじめ対策会議での情報の整理・共有 ・SCとの情報交換 ・年次会・職員会議等での情報共有 ・相談窓口の周知 ・保護者への学校基本方針の周知	・いじめと判断された事案への対応検討、それに応じた速やかな対応		